

開成町議会委員会条例の一部改正について

【改正理由】

地方自治法の改正により書面等による議会手続のオンライン化が可能となったことに伴い、全国町村議会議長会から示された標準町村議会委員会条例（以下「標準委員会条例」という。）の改正に準じて、開成町議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）を改正しました。

なお、今回の標準委員会条例の改正において、委員会のオンラインの方法による開催についての定めが参考として規定化されたことに合わせて、委員会条例についても、委員会のオンラインの方法による開会に係る規定を新たに設けることにしました。

今回の手続のオンライン化の改正は、委員会条例の規定においてその手続を書面等によると定めているものについて、オンラインによる手続を可能とする旨の規定を当該該当する個別の規定に設けるものです。

会議規則においては、その改正に伴い、議長に委ねられた細目事項を定めるため新たな規程を制定することとなり、これは全国町村議会議長会から示された「〇〇町（村）議会会議規則における情報通信技術の活用に関する規程（例）」（以下「規程（例）」という。）に則ったやり方となりますが、標準委員会条例の改正にあっては、改正箇所が少ない等の理由から上記規程（例）に相当する規程などが全国町村議会議長会から示されず、各議会の実情に応じて、規程のほか、要綱、申し合わせ、議長決裁等の形式で定めるよう言及があったところです。

当議会においては、今回の委員会条例の改正を受けて、議長が定める細目的事項については規程の形で、また、委員会において定めるべき細目的事項については、各委員会ごとに運用や取扱いに差異が生じることがなく、将来的な改正等を鑑みても整合が取れるように、議長が定める取決めという形で設けたものを各委員会に充てることとしました。

- ・ 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて